



令和8年度 防災行政無線戸別受信機対応業務委託

金抜設計書

業務番号 2026015500

---

業務名 令和8年度 防災行政無線戸別受信機対応業務委託

---

履行場所 加東市内

---

---

兵庫県 加東市



内 訳 書

	品目	細目	数量	単位	単価	金額	備考
1	戸別受信機新規設置	ダイポールアンテナ設置あり	15.0	式			単価 予定数量:15式
2	戸別受信機新規設置	ダイポールアンテナ設置なし	20.0	式			単価 予定数量:20式
3	戸別受信機の撤去・回収	ダイポールアンテナ撤去あり	5.0	式			単価 予定数量:5式
4	戸別受信機の撤去・回収	ダイポールアンテナ撤去なし	5.0	式			単価 予定数量:5式
5	障害対応等(ダイポールアンテナ設置)	戸別受信機設置なし	10.0	式			単価 予定数量:10式
6	障害対応等(ダイポールアンテナ設置以外)		10.0	式			単価 予定数量:10式
7	ダイポールアンテナ撤去	戸別受信機撤去なし	10.0	式			単価 予定数量:10式
8	調査・調整のみ	戸別受信機・ダイポールアンテナ設置又は撤去なし	5.0	式			単価 予定数量:5式
	小計						
	消費税						
	合計						

## 令和8年度 防災行政無線戸別受信機対応業務委託 仕様書

### 1. 総則

この仕様書は、加東市（以下「市」という。）が委託する「令和8年度 防災行政無線戸別受信機対応業務委託」に適用するものである。

この仕様書を確認し、不明な点については市担当者に質問し、十分に熟知した上で契約することとする。

### 2. 用語の定義

- (1)「移設」とは、住所を異にして戸別受信機又はダイポールアンテナを設置することとする。
- (2)「移動」とは、同一住所内において戸別受信機又はダイポールアンテナを設置することとする。
- (3)「取付け」とは、壁掛け又は据置等により戸別受信機を設置することとする。

### 3. 戸別受信機新規設置

#### (1) ダイポールアンテナ設置なし

ア 申込者に電話等で連絡を取り、日程調整の後に取付けを行う。

イ 受信状態を確認しながら、申込者の希望する場所及び取付方法を聞き、できる限り希望場所に設置すること。

ウ 取扱説明書により、録音・再生等の機器の操作方法及び注意事項等を丁寧に説明する。

#### (2) ダイポールアンテナ設置あり

同項(1)のほか、電波の都合上、ダイポールアンテナの設置が必要な際は、その旨を説明し了承を得た後に工事を行う。この際、壁等に穴を開け工事を行うこととなるので、申込者に設置工事の要領を伝えるとともに、意見を聞き最適な工事とする。

### 4. 戸別受信機の撤去・回収

#### (1) ダイポールアンテナ設置なし

申込者に電話等で連絡を取り、日程調整の後に戸別受信機の回収を行う。

#### (2) ダイポールアンテナ設置あり

同項(1)のほか、ダイポールアンテナの撤去の際は、申込者に撤去作業の要領を伝

えるとともに、意見を聞き最適な工事とする。

## 5. 戸別受信機の障害対応

### (1) ダイポールアンテナ設置なし

ア 申込者に電話等で連絡を取り、日程調整の後に訪問する。

イ 戸別受信機の状態を確認して、場所の移動等で対応可能な場合は、受信状態を確認して最適な場所に移動し取付けを行う。

ウ 戸別受信機の状態を確認して場所の移動等では対応ができない場合は、申込者にその旨を説明するとともに、ダイポールアンテナの設置について了承を得た後に工事を行う。この際、壁等に穴を開け工事をする事となるので、申込者に設置工事の要領を伝えるとともに意見を聞き最適な工事をする。

エ 戸別受信機の故障で機器の交換が必要な場合は、戸別受信機を交換する。

オ 必要により機器の操作方法及び注意事項を説明する。

### (2) ダイポールアンテナ設置あり

ア 申込者に電話等で連絡を取り、日程調整の後に訪問する。

イ 戸別受信機及びダイポールアンテナの状態を確認して、受信不良の場合は、最適なダイポールアンテナの位置を選定し、申込者にその旨を説明するとともに、ダイポールアンテナの移動について了承を得た後に、申込者の意見を聞き最適な工事をする。

ウ 戸別受信機の故障で機器の交換が必要な場合は、戸別受信機を交換する。

エ 必要により機器の操作方法及び注意事項を説明する。

## 6. 市内転居に伴う戸別受信機の移設

### (1) ダイポールアンテナ設置なし

ア 申込者に電話等で連絡を取り、日程調整の後に訪問する。この際、旧宅における戸別受信機の取外しについて調整する。

イ 新宅における戸別受信機の取付けは、第3項に準ずる。

### (2) ダイポールアンテナ設置あり

ア 申込者に電話等で連絡を取り、日程調整の後に訪問する。

イ 旧宅における撤去作業については、第4項(2)に準ずる。

ウ 新宅における設置工事については、第3項に準ずる。

## 7. 戸別受信機の設置等のための調査・調整

現地において、申込者又は請負業者との戸別受信機設置のために、電波調査及びダイポールアンテナの設置のための調整等を行うこと。

## 8. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

## 9. 履行の場所

加東市内

## 10. 入札及び契約

内訳書に記載されている予定数量は、あくまで発注見込みの数量であり、入札は内訳書の総額（税抜き）で応札すること。ただし、契約は単価で行うものとする。

## 11. 特記事項

- (1) 戸別受信機の新規又は移設の際は、地区設定を事前又は現地において行うものとする。
- (2) 戸別受信機、ダイポールアンテナ（空中線、固定金具、同軸ケーブル）、電池及び付属部品等、機器及び資材は市から支給するが、ビス等、諸部材は受注者が負担する。
- (3) 市から依頼があれば速やかに申込者と直接日程調整を行い、取付けを行うことを原則とする。
- (4) 調整等により、作業が複数日・回にわたる場合も1件とする。ただし、複雑な案件については、市の担当者と協議を行う。
- (5) 作業前、作業後の写真を添付し、作業報告書を提出する。
- (6) 取付け後、申込者からの苦情がないようにするとともに、苦情があれば再度訪問の上対応することとする。
- (7) 工事中の事故、この仕様書に定めのない事項については、市と協議の上定めるものとする。
- (8) 業務完了報告については、工事指示書兼報告書を当該月の業務完了後速やかに総務財政部防災課へ提出すること。防災課職員はこの書類により検査を行い、完了検査後、請求に基づいて請求書提出後30日以内に受注者へ支払うものとする。